

近世庶民女性の財産

——豪農妻女の金融活動——

大口 勇次郎

一 はじめに

近世社会における女性と財産の関係については、最近の女性史研究の進展にもかかわらず、説明がおくれている分野であろう。

これまで、庶民女性が婚姻の際に持参する財産の存在と、それに対する夫の処分権の可否について法制史の視点から言及されてきたが、女性(妻)が持参した財産を一体どのように運用したかという⁽¹⁾ことになる⁽²⁾と、ほとんど研究がないといつてよい。大名家をはじめ武士身分の女子が土地所有(知行・封禄)から排除されるなど、前代と較べ女性の社会的地位が著しく低下していると考えられるため、江戸時代の庶民女性に独自の財産運用などある筈がないと思われてきたのである。

さて、右のような研究状況において、河野淳一郎氏は、農家の妻が夫とは独立に自分の財産を運用している「夫婦別産制」の事

例を紹介された。⁽³⁾氏によると、その村では名主二家の妻が、それぞれ一定の資産を原資として金融活動を営むほか、妻が夫とは別に地元寺院に寄進するなど、夫婦別産制を実践しており、このことが彼女らの信望を集め、村内での高い地位を保証し、さらに名主である夫との間も、「自主性に基いたパートナー」の関係にあったと高く評価された。河野氏の研究にたいし、その後、長野ひる子氏から批判的評価が下されているが、その議論については後に⁽⁴⁾取上げる。筆者は、河野氏の見解に触発され、氏のいう「夫婦別産制」の内実⁽⁵⁾に更に立ち入って検討を加え、これまで未開拓な分野である近世農家における女性財産の運用について一つの事例を示してみた。

ここでは、河野氏と同じく、武蔵国多摩郡柴崎村(現立川市)の名主鈴木平九郎の書きのこした「公私日記」(天保八年から安政四年まで二〇冊)を主たる史料とする。⁽⁵⁾平九郎の実父は、中嶋次郎兵衛といい、柴崎村の相名主のほか日野宿組合村大惣代を勤

める近郷に知られた豪農であった。次郎兵衛の長男紋次郎は、村の豪農井上家の躰に入り尾張藩鷹場御案内をつとめており、次男平九郎は同村の旧家で長い間途絶えていた鈴木家の名跡を継いだものであり、幕末期には一族で村政に当たっていたといえよう。さて本稿の主人公で財産の運用を司る女性とは、次郎兵衛の妻であり平九郎の実母となった、榎戸氏の娘春と、平九郎の妻である平氏の娘嘉代、二十三才の兩人である。

二 中嶋春の金融活動

ここでは、春の行なった金融活動を、彼女の妻子平九郎の「日記」の記述から明らかにしてみたい。平九郎は春の妻子とはいえず、他家を継いだ男であるから、春の行為を逐一記録することはないし、ましてや春の金銭出納を記帳しているわけではない。春の資産をもとにした貸借関係の内、平九郎と何らかの関連が生じた場合に限って、「日記」に記載されるのである。河野氏によれば、天保九年から安政三年までの一九年間（「日記」を欠く弘化二年を除く）に、「日記」の上で、春が他者に金銭を貸付けたことが判明する事例を集計すると計二二件、貸付け金額は五六九両に及ぶという。筆者の算定によれば、さらに五〇両を加えることができるが、春の資産運用の全容を把握することができない以上、数量的には右の概数で満足することとしよう。貸付けの事例を、「日記」の記述から内容的な検討を加えると、平九郎との関わり

方で三種類のタイプに分けることができる。

第一は、春の貸付けの際に、平九郎が口入れ人の役割を果たす場合である。嘉永二年に上田村の忠右衛門に貸付けたケースは、「日記」に次のように記述される。

(1) 上田忠右衛門罷越し、例年の通り中嶋老母より蘭買元手金五拾兩借用、口入の儀頼み来る（嘉永2・閏4・20）

(2) 上田忠右衛門へ商内元手金五拾兩、中嶋老母より、口入れ、

今日相渡しし、十月限り手形預る（同2閏4・25）

(3) 中嶋母かし金の内五拾兩也、上田忠右衛門より返済、直ちに

金主へ渡す（同2・10・晦）

これによるとこの年間四月、近在上田村の忠右衛門が、中嶋老母つまり春から、蘭商売の仕入金として金五〇両を借用するために、平九郎の家に口入れ（仲介保証）を頼みに来たので、平九郎は仲介の労をとり、数日後には、十月までの期限の借用証文と引換えに貸してやったことが判明する。返済期限の十月晦日には、忠右衛門から金額五〇両の返済を受けた平九郎が、これを金主の春まで届けている。これには利子支払いの記述がないが、嘉永四年の場合には、「中嶋母より口入れ金五拾兩也、上田忠右衛門より返済ニ付き、直ちに金主へ渡す、尤も利金は先達て中相済ます」（嘉永4・12・27）とあって、利息付きの貸付けであったことは明らかである。この忠右衛門は、右のほか天保十四、弘化四、五、嘉永三年にも登場し、春の貸付け先の常連となっている。このほか、平九郎の口入れによって春から二〇両以上の多額な金子を借

入れたものに、村内に居住する丸屋裕次郎、西番場の林右衛門、ふじや惣兵衛らがいた。また貸金の依頼を断わる次のような事例もあった。

(4)日野わた十の倅より、中嶋母へ金子借用の儀、ふしや惣兵衛を以て、去る十一日申込み、右に付き上田村庄右衛門・ふしや同道、今朝罷越すに付き、断り申遣わす(天保11・6・6) 日野宿のわた十より、親類のふじ屋惣兵衛の仲立ちで、春の資金を融通して欲しい旨申入れがあったのにたいし、平九郎は依頼を断わったというのである。金子の借入れには資格・条件に一定の基準があり、口入れ人の平九郎が可否の判断を下していたと考えられる。

第二は、平九郎自身が春から金銭を借入れる場合である。天保十、十一年の二か年間にこのような借入れが四件認められるので、以下具体的にみていくこととしたい。

(5)□福講金、普濟寺にて渡すべき分の内、金五両貳分也、中嶋母より借用(天保10・8・22)

支払いをせまられた五両二分を春から借用したものであった。この金の返済については、同年十二月六日条に「中嶋母より借金返済残金貳分也、今日返済す」とあるのが対応し、年末に全額返済したことが判明する。

(6)中嶋母へ、先日時から三両也、返済す(同11・6・15)

これは、平九郎が春より「時かり」、即ち短期返済の約束で借金し、それを返済したという記事である。春の財布は、平九郎に

とって必要な資金を一時的に用立ててくれる便利な場所であったのであろう。

(7)中嶋母より金壹両貳分也借り受く。内金壹両壹分也、大和田甚兵衛へ大坂にて借用残金の分相渡す(同11・7・7)

これは、春から一両二分借りて、甚兵衛の借金を返済したという記事である。春への返済記事は見られないが、少額であるからおそらく短期間の内に返済したと思われる。以上三つの事例は、いずれも比較的少額であり、かつ短期返済を前提とした「時かり」タイプの借用といつてよい。しかし次に挙げるケースは、これと性格を異にする借入金であると思われる。

(8)井上口入れにて、中嶋母より金五拾兩也借用の対談にて、内金拾五兩は吉之助残金引受く。外金三拾五兩の内三拾兩也、今日井上氏より受取る(同11・8・2)

これによると、春の長男で、平九郎の実兄にあたる井上紋次郎の口入れで、平九郎は春から金五〇兩を借入れる相談をしたが、この内十五兩は吉之助の返済すべき残金を引受けることになった。吉之助は、先に平九郎の口入れで春から数十兩を借入れていたが、その後漸次返済を重ね、この六月には「残り拾五兩」となっていたもので、この残金を平九郎が借入金として引継いだ。三〇兩に關しては口入れの井上氏より受取っている。この多額の借入れ金の使途は明らかでなく、その返済も仲々行われなかったようである。利息については、「中嶋母へ当六月まで利金三兩也、相渡す」(天保13・7・11)とか、「中嶋母へ益後利分、金三兩也相渡す」

(同13・12・15)などの記述があり、盆暮に三兩ずつ年間計六兩、つまり元金五〇兩にたいし年利十二%の利息を支払った計算になる。この利子支払いは、天保十一年暮に始まって、途中つけ落しの年があるものの、ほぼ連年弘化三年の盆後まで記述が続いている。

その後、弘化五年九月十三日の「日記」に、中嶋・井上氏らと相談して、「田地三ヶ所の地代金六拾四兩は、五升当りを以て、中嶋母へ流地」という処置を取決めたとする記事があり、借元元金五〇兩に、弘化三年暮以降の滞納利息を加えた六四兩相当の田地を手離すことで、春からの借金を八年ぶりで清算したものと思われる。この一件を見る限り、春と平九郎の貸借関係は、親子の温情的な関係というより、標準的な利息を課し、滞納にたいしては担保地の質流れによって清算を強制するという経済的な関係に律せられていた、と見るべきであろう。

以上、春の金融活動をまとめてみると、五〇兩を越す多額の営業資金の貸付けから、小額の時かしまで多様なケースが存在し、地域的にも村内はもとより近在の村にまで拡がりをもっていた。平九郎の「日記」に載らない部分でも、さらに広範な活動が推測され、いわば「村の金貸し」として機能していたといえよう。しかも、平九郎や紋次郎らの村の有力者を貸付けの際の口入れ人としてしていることは、貸倒れなどを防ぐ上で有効に作用し、安全な経営が保証された。このような村役人との深い結びつきは、春の貸付け業にさらにもう一つの仕事を担わせている。

春の貸付け活動の第三のタイプは、彼女の夫や息子たちが支配

する村政の中で生じたものであり、いわば村の金庫番としての役割であった。「日記」から二つの事例を紹介しておこう。

(9) 村用金子借用の儀に付き、上川原村名主磯右衛門書状持参、

同村百姓代権右衛門外耆人来る(天保10・正・12)

(10) 上川原村より先日対談の金子として村役人へ証文持たせ遣す。

中嶋母方にて金六兩二分也借受け、証文相預け、上川原村へ相渡す。是は名主勘右衛門儀、葦山□節御掛り□村入用□也

(同10・正・14)

上川原村の百姓代権右衛門が、平九郎の許を訪れ、「村用金子」の借用を願う名主の書状を持参して借金の交渉を行なった。この交渉は成立した模様で、翌々十四日には同村の村役人が借用証文を持って来たので、平九郎は春にこの証文を預け、金六兩二分を借り受けて上川原村の役人に渡したというのである。「村用金子」の説明は、丁度虫喰いでよく判らないが、公用で代官江川の居る葦山へ赴いた節に要した費用かと思われ、柴崎村にも関連のあるものなので一時立替えを認めたものと思われる。この借用金については、後に上川原村のものが利金の一部を支払った記述(10・3・3)が見られるが、結末を知ることができない。村名主の書状による「村用金子」の借用という公的な申入れにたいし、柴崎村では、平九郎の口入れによって上川原村名主と春の私的な貸借関係に置きかえて処理しているのである。もし柴崎村として公的な支出をするためには、六兩二分の金額を村民全員で所持石高に比例した負担金を算定し、個々の農民に賦課・徴収するとい

う面倒な手続きを採らねばならなかったであろう。

もう一つの事例は、嘉永四年五月に起ったもので、逮捕された村の源八の保釈のための弁済金支払いをめぐるケースであった。源八は、その前年に生糸商売の失敗から多額の負債を負ったまま倒産し、失踪するという事件が発生した。一年余りを経た嘉永四年四月に捕えられ板橋宿の圈場（留置場）に留置され債権者たちの追求を受けていた。柴崎村では紋次郎が交渉にあたり保釈を願ったところ、釈放と引かえに債権者にたいする借財弁済のため金一〇〇両の支払いを求められた。紋次郎は関係者から右の金額の調達を計ったが失敗し、結局平九郎と相談し、取りあえずは次のような処置に落ち着いた。

(1) 此度の金子は決して人に拘らず、井上老人にて百両調達、雑用式拾両とは平九郎才覚の上、出府一件相済す。去年来の受払い迄清勘定の上、親類組合へ見届けさせ、不足金調達の儀は追て右の者共の心得次第に取計わせ申すべき積り、井上へも異見いたし、榎戸にて五拾両、中嶋老母より五拾兩借用の対談出来る（嘉永4・5・6）

これによると、弁済金一〇〇両は紋次郎が、江戸との往復など関係諸経費二〇両は平九郎が責任をもって処理することを確認した上で、取りあえず当面の策として、春の実家である榎戸家から五〇両、春から五〇両を借用することとしたのである。五月十日には、平九郎らは源八の預けられた圈に赴いて、金一〇〇両と引かえに身柄を引取っている。さらに同十四日には、紋次郎が源八

の所持する金銭、田地、家財を調べ上げ、その多くを売払って合計三四〇両余の現金を得ることができた。そこから先ず榎戸家と春からの借入金返済し、残金で源八が各方面に残した負債の整理に当たっている。源八の借財の弁済方法を見ると、公的と云えないまでも、村成員の不始末を村共同体の共同責任として事に当たっているように見えるのである。春の財布は、村共同体の金庫でもあったのである。

以上、中嶋春の金融活動を通じて見てきたが、これによって春は村の金貸しとして、農民たちの間で経済的にもまた生活上にも重要な役割りを果しているといつてよいが、さらに村共同体を維持する上でも必須の役割りを担っていたといえよう。ここでは春と夫の次郎兵衛との間の経済関係にほとんどふれることができなかった。河野氏も指摘されているように、「日記」では春の貸付けと、次郎兵衛の貸付けとを区別しており、春の金融活動が彼女独自の資産にもとづいていることはほぼ間違いないところである。ただし、これ以上二人の経済的関係を、養子に出た息子の「日記」によって追求するには限界がある。次に節を改めて、夫平九郎から見た妻嘉代の経済活動を検討することとしたい。

三 嘉代の経済活動

嘉代の金融活動が、「公私日記」の中に初めて登場するのは、記帳を始めて四年目の天保十二年暮であった。この年十二月二二

日に「番場の安五郎へかし金三兩の内苞兩受取る、お嘉代より時借の内へ返金す」とあり、翌二三日には「善吉へ当月上旬かし金、苞兩也戻る。嘉代より時借の内へ返す」と記している。いずれも村民から一兩の返済を受けた記録であるが、この金を「嘉代より時借」りした金へ返却したというのであるから、平九郎が嘉代の財布から時借りした金で、村民たちの暮の火急の用に役立てたのである。

嘉代の立場がはっきりしているケースもある。高幡村のとめが「悛不奉公」を理由に、「嘉代方へ金子借用に来」たので、「二兩貸し遣わす」（天保13・3・10）というのがそれで、村外から直接嘉代を直指して金銭を借りに来ているのである。また、平村のものが「伊勢参宮二十人程立ち候入用に差支え」という理由で金三兩の借金を申込んできたので、「嘉代よりかし遣わす」（弘化5・正・9）という記事もある。嘉代の実家が平村にある縁で来たものだが、ともかく嘉代の金融活動が近隣の村々にまで知られていたことの証左である。

嘉代の金融を、前述の春の場合と比較してみると、金額が三兩以下の少額で、かつその性格も春の一时的な時借か、「悛不奉公」「伊勢参宮」など生活上の消費目的で、縁故をたよって借りたものが多く、春の場合のような大型で、かつ営業上の資金供与を目的とした金融は見られなかった。

このほかに嘉代は、質地証文を介した、つまり田畑を質担保にといった金融活動をおこなっていることが「日記」から判明する。

このような事例が、天保から弘化年間にかけて四件あるが、この内三件を次に掲げておく。⁽⁶⁾

(2) 留吉より嘉代へ入置き候質地、当貢より辰の拾月まで三ヶ年

季証文書替え、奥印いたし遣わし候事（天保13・正・28）

(3) 組内の惣助より質代へ質地証文、奥印相渡す（弘化3・12・16）

(4) 徳次郎持畑・居屋敷、年の分地代金四兩にて、嘉代へ流地証文、奥印善左衛門にて相渡す（弘化4・正・11）

(3)の場合でいうと、惣助が嘉代から金を借りるに際して、その担保として自分の土地を質に入れた旨の証文を書き、名主平九郎は村内の土地の権利に関わる契約証文に奥印してその効力を保証したことを示している。(2)は、同様の契約の年限が過ぎても借金の返済が無かったので、証文の更新を行なったものである。さらに(4)は、借金の返済が出来ずに担保地が質流れとなった（もしくは質流れの形式をとった事実上の売買）を示している。この場合、平九郎は当事者嘉代の夫であるから奥印を遠慮し、代って村役人の善左衛門が奥印したのであろう。

土地証文に奥印を捺するのは村名主の日常業務であり、「日記」は机上にある証文の文言を摘要したと考えられるが、そうだとすると嘉代の名前が証文に記されていたことになる。従来のわれわれの「常識」によれば、土地の名請人は戸主である成年男子であり、夫が健在である時にその妻が土地の質入や売買の当事者になることはありえない筈であった。仮に証文面で夫平九郎の名義と

判が使われていても、実際の金銭の流れは妻嘉代が仕切っているとして、平九郎は実態に即した記録を「日記」に残したのもかもしれない。この点については今後地元の土地関係史料を精査検討して考察をすすめる必要がある。

このように嘉代の財布は、独立した貸付け機関としての機能を果たしていたことが明らかであるが、この他に未熟ながらも貯蓄機関としての役割りももっていたように思われる。次の記述に注目してみよう。

⑤真光寺村実母より平内方へ譲金の内五両也、預りくれ候やう頼みに付き、嘉代へ預け申すべき旨にて今日受取帰り、直ちに当人へ渡す(弘化5・10・23)

嘉代の実家である平家の内儀、つまり嘉代の兄嫁から、実母の譲り金のうち五両を預かったというのである。実は平家では、この前後に借財整理を行なっていたので、嫁の持参財産が婚家の負債返済に使われるのをおそれて、信頼の置ける嘉代の金庫へ避難しようとしたものであろう。利子の約束はないので単に安全を求めて預けたものと考えられる。この姿は、一定の利子を約束して親類縁者から余裕のある資金を集める金融機関にあと一步といっ

てよい。

この他にも「日野渡の分、嘉代へ預ける」(弘化4・12・11)というような記事が見える。柴崎村と、多摩川をへだてた対岸日野村を結ぶ渡船は、地元柴崎村民は無賃であるが、その代り盆暮に軒ごとに出し合った雑穀を村で集めて渡守にわたし、渡船維持

の費用に充当していた。この年は集めた雑穀を八王子で売り払ったところ金二両を得、これを暫く嘉代の金庫へ預けたというのである。年貢金のような領主公金ではないが、村共同体の共通経費を一時預かる金庫の役割を果しているのである。

以上、嘉代が他人に金を貸したり、他人の金を預るなど、独自の金融活動をしていることを確認したが、さらに豪農層の金融共済的な機関である無尽講にも参加が認められている点は注目すべきであらう。例えば「中村常八無尽二会目、落籠弥吉外売人、当会より嘉代へ譲る」(天保13・6・25)とあるように、従来平九郎が無尽講の正式メンバーであったものが、この会からその権利を嘉代へ譲り渡したと云っている。翌年には、この無尽において「嘉代落籠に相成り候」となっており、正会員として当り籠の権利を得ている。この場合、嘉代は単に夫の代理人ではなく、自分の財布をもった人物として平九郎の株を引継いだと考えらるべきなのであろう。この他にも、「日記」では中嶋春が頼母子講・無尽講に関与している記事が散見されることから見て、この地域の豪農連中の金融ネットワークは、性別よりも事実上の経済力に重きをおいているのである。宗門人別帳筆頭人や土地名請人の認定が、従来の慣行によって性差に強くこだわっている行政のレベルと微妙に違いが生じていることを指摘しておきたい。

さて、経済的な裏付けを背景にして、嘉代たちは生活面でも、旅行とか信仰など多方面で幅広い行動の自由を享受している。例えは、一か月以上をかけて農閑期に箱根の温泉旅行に出掛けると

か(天保13・7・17)、村の寺の境内に嘉代心願の地藏尊を建てその開眼供養を大規模に挙行するなど(弘化4・8・12)、春や嘉代が夫たちとは別個に施した多様な寄進・喜捨の有様は、河野氏の詳しい紹介に委ねることとしたい。

ここでは、経済的自立なしでも豪農の妻は旅や寄進を行ないうるという反論に備えて、問題を一步進めよう。一体、鈴木家の中で夫の財布と妻の財布が異なるというのはどういう状況なのか具体的に探ってみたいのだが、このような問題はなかなか「日記」のテーマには上って来ず、嘉代の実家の不幸という特殊な状況をまっとうやく両者の区別が見えて来るようである。

弘化四年六月三日、嘉代の実父である平村の平魯輔は長い療養のあとに逝去した。臨終の床に立ち合った平九郎は、平村の人々と葬儀の日取りを定め、その準備にとりかかり、細かい手順と経費の分担を次のように決めている。「料理は日野三太郎へ申付け、今夜献立注文し、明日調べ方、尤も葬式用具日、野菜其外は今、八王子・日野にて相調う。都て諸雑費賄平九郎掛り、尤も実父葬礼の諸掛り也、病氣中入用等は嘉代兼て用意の事也」、後段の経費負担に注目すると、葬礼に要する諸経費はすべて平九郎が賄い、それ以前の病氣療養に要した費用は嘉代が用意していること述べ、夫婦が分担して負担することを明記している。ただし、平九郎の賄いとされた葬儀費用は、必ずしも彼が全額を負担したわけではなかった。葬儀を終えた六月七日の記事によると、「今夜葬式入用勘定いたし候処、二十二兩余、米七俵半の雑費なり。香

典金六兩不足、受納す。嘉代十兩出金にてさし引金六兩余不足の分平九郎引受く。施主方へは一切出金なしの積り」とある。計算がいま一つ判らない点もあるが、おそらく総経費二二兩にたいし、集まった香典と、嘉代の出した十兩で精算したところ六兩余の不足が生じたので、平九郎がこの分を負担したというのであろう。平家では負債がかさみ、この年の暮には財産整理を余儀なくされるほどであったので、遺族(施主)に金銭の負担をかけずに(おそらく米の負担のみで)、娘の嘉代の家で一切の面倒をみたものと理解できる。

翌弘化五年二月に亡くなった平家の「老母」、つまり嘉代の母親の葬儀費用については次のように記されている。「諸雑費金六兩余、米三俵の所、香奠受納三兩程、さし引金三兩一分二朱余不足の所、一兩二分嘉代より出金、其外は此方、賄米は施主家よりさし出す」(弘化5・2・23)とあって、賄米を施主が負担したほか、葬儀費用六兩余を香典で三三兩補い、残りを嘉代が一兩二分、平九郎が一兩三分一朱余を負担したことが判明する。さらにもう一例を加えておこう。同年三月に平家で、前年死亡の父親の一周忌と、母親の百日忌を兼ねた法事を催したが、そのときの経費分担に関しては、「法事入用、香奠受納す、さし引き残り不足金三兩二朱の所、嘉代より二兩出金、一兩二朱余平九郎出金にて、白米五斗余施主家より出す」(弘化5・3・13)と云っている。

これら三件の法事の経費は、平九郎と嘉代がそれぞれ分担し合っていることが判る。通例であれば、法事費用は家の支出として

一括されるであろうし、もし実家の催事として妻の持参金を活用する慣行があるならば妻の負担原則が明記される筈である。夫と妻が分担し、しかもその都度異なる比率で負担しているということは、両者がそれぞれ自立した財布をもっていたと理解せざるを得ない。

先に平家が財産整理に直面したと述べたが、平九郎の家でも身上が一時危うくなって、弘化五年暮に中嶋家はじめ親族や債権者が集まって平九郎の「身上仕法」を相談している。その経済的危機を招いた要因や借財の規模内容などの詳細について把むことは出来ないが、「日記」からは、財産整理の一部として平九郎所持の畑地を質流れの形で売却し、債権者への返済に宛てるなどの方策を講じていることが判明する。また妻嘉代との関係で注目すべきは、以下の記述である。

(6)いとうへ・④加判の証文預り、並びに利足割通帳売冊、中嶋より十ヶ年の問田地戻り証文巻通受取る、右三通取り、嘉代・寅太(長男)兩人宛にて相認め、直に嘉代へ相渡す、来る酉年より所々頼母子講親掛りの度々預り人より嘉代へ受取り掛け戻す、右備金に付ては自分は一切進退致さざる筈取究め(下略)(弘化5・12・20)

これによると、①財産整理に際して作成された重要な証文・通帳類は嘉代へ渡す、②翌年からの頼母子講については嘉代がおこなう、③「備金」については平九郎は一切手をふれない(流地代金などを「備金不足の内へさし加え合金三百兩也」とも云ってお

り、「備金」は経営再建の準備金であり、この扱いは嘉代に委せるということであろう)、と述べており、要するに財産管理を嘉代にまかせているのである。通常、「身上仕法」となれば経営状態が回復するまでの期間、親類が面倒を見ることになっており、この場合であれば父の中嶋家、兄の井上家がこれに当たってもおかしくはない。しかし実際は、嘉代のこれまでの金銭の扱いの経験が評価され、またその力量を信用されて、親類と債権者立合いの場で財産管理をまかされたわけである。

ただし、このように家の経営が危機におちいり、証文や備金を嘉代が預かるような事態に至っても、この夫妻の財布は一つになっっていないことに注目しよう。右の「身上仕法」の取決めをした直後の「日記」に、「嘉代よりは是迄賄方追々借用の所、金貳兩貳朱余今晚受取る、メ金十兩借用に成る」(弘化5・12・29)と書かれている。ここから平九郎が嘉代から十兩借金していることが判るのは勿論だが、さらに「賄方」つまり鈴木家の家計部分が平九郎の財布に属していることが判るのは興味深い。嘉代の財布の役割は、直接鈴木家の家計を賄うところにあるのではなく、家計を賄う役の平九郎の空っぽの財布に当座の金を貸付けてやることろにある、そういう両者の関係であった。

以上、嘉代の経済活動について述べてきたが、春の場合と対比しながらその特徴をまとめておくこととしよう。第一に、夫とは独立に金融貸付けを行なっている点は春と同様であるが、内容を見ると春が多額な産業貸付けを扱っているのに対し、嘉代は

少額な時貸しや質地貸しが主体であった。第二に、右の質地貸しの際に、嘉代は質地証文や質流証文を受取ったり、また無尽講において夫平九郎から権利を譲られて正規のメンバーとして列席していることから判るように、共同体レベルでは経済的に自立した人格を認められていた。第三に、右の諸点を前提にして夫と妻の財布が別々に存在していることが改めて確認できた。旅行や仏寺への寄進など、春とともに嘉代も夫とは独立した行動が可能であった。嘉代の場合には、さらに実家の法事の費用分担や、夫の財産危機の際の対処の仕方などを通じて判るように、決して「家」の内側において内助の功を発揮するのではなく、夫と別個の金庫（財布）を有し、夫の経営する「家」を扶けていくのである。

四 おわりに

河野淳一郎氏の先駆的な仕事に導かれつつ、女性の財産という視点から柴崎村の春と嘉代の経済活動を明らかにしてきた。ここで河野論文に対する長野ひろ子氏の批判の論点を紹介し、本稿との関わりを検討しておきたい。

長野氏の批判点は、三つの点に要約されるであろう。第一は、「夫婦別産制」という評価を下す前に、「彼女達の経済活動を、それぞれの家の経済構造全体の中で位置づけること」が必要であるとの指摘である。これに対し本稿では、金銭出納など経営帳簿を欠く状況のなかで、「日記」の断片的記事から平九郎と嘉代

の費用分担や貸借関係を通じて、両者がそれぞれ別個の財布をもっていることをあらためて示したつもりである。ただ本稿も「夫婦別産制」という評価については保留せざるを得なかった。動産（金銭）に関しては、春や嘉代たちが所有しかつ運用していることが明らかであるが、不動産（屋敷・田畑）については、嘉代が質地証文を預かるなどの事実を示すにとどまり、その法的な帰属を明らかにすることが出来なかったため、「夫婦別々の財布（金庫）」というにとどめている。

長野氏による第二の批判点は、春と嘉代が村内で高い地位を得ているという評価にたいし、「女性である限り村落共同体の正式メンバーになれない」のではないかという批判である。たしかに彼女たちは、村内で家を代表することはなかったが、村の経済団体である無尽講の正式会員として認められている点を指摘しておきたい。第三は、河野氏がパートナー的夫婦関係を強調するのにたいし、「夫が家の代表者であり、土地保有者・年貢負担者である」という近世的家の基本的特質は変わらないのではないかという批判である。この点でも、夫が「日記」で、妻のもとに質地証文が集まり、あるいは質流れ地が入ることを確認しているような事態をどう考えるかが問題となつてこよう。とくに第二、第三の論点のような長野氏の観点からは、性差別の法制や行政のかげで、共同体や家の内部における妻の地位が、経済的力量を背景に流動化しつつある状況を見ることが出来ないことを強調したい。

最後に、これまで見てきた柴崎村豪農家における「夫婦別財

布”の状態が、近世の農家経営全体のなかでどのように位置づけられるかが問題であるが、筆者もまたこれを一般化する準備をもっていない。実はこの点は、本稿でふれることが出来なかった貸付金原資の問題と関連しよう。河野氏も推定しておられるように、彼女たちの貸付原資は実家からの持参金と考えられるが、それを証する証拠はまだ得られていない。春の実家榎戸家は、柴崎村に五〇兩を貸与するなどの富裕農家であるが、嘉代の実家平家の場合は、後に財産整理の対象になるなど経済的余裕は感じられない。今日、近世農家における妻の持参金とその運用についての研究はほとんど見られないと云ってよいが、この点の研究（史料発掘を含めて）が進むならば、春・嘉代らの経済活動もその延長上に位置づけて、普遍的な評価を下すことが可能となるのではあるまいか。

注

(1) 大竹秀男『「家」と女性の歴史』（弘文堂、一九七七）一四五ページ以下。

(2) ただし京都町方については、女性名儀による家屋敷の相続・売買の報告がある。牧田りゑ子「近世京都における女性の家屋所有」（『論集近世日本女性史』吉川弘文館、一九八六）

(3) 河野淳一郎『公私日記』よりみた柴崎村の女性（『公私日記』研究第十一号、『鈴木平九郎公私日記 第十九冊』所収、立川市教育委員会、一九八三）、同『公私日記』にみる

幕末期名主の妻（『多摩のあゆみ』三七号、多摩中央信用金庫、一九八四）

(4) 長野ひろ子「農村における女の役割と諸相」（『日本女性生活史・第三卷近世』東大出版会、一九九〇）

(5) 『鈴木平九郎公私日記』全二〇冊（立川市教育委員会、一九七二―八三）。引用の際には、句読点、送り仮名を適宜加え、書下し文に改めた箇所もある。

(6) もう一件は、「惣助より嘉代へ入置き候質地証文、奥印渡す」（弘化5・9・4）

(7) 鈴木家の経費負担（賄）が平九郎にあったことは次の史料からも判る。「当年、下男女給金仕着せ代の内、先日の分共メ金十二兩三分也、嘉代へ預け。都て召仕の儀は同人掛りを相極め候事」（嘉永3・3・1）、奉公人については嘉代の掛りとしているが、その費用は平九郎の財布から出ている。

（お茶の水女子大学・日本近世史）